

山梨県海外展示会出展支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県海外展示会出展支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「財団」という。）が行う、県内中小企業（山梨県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）のすぐれた工業製品の海外展示会への出展等を支援する事業（以下「補助事業」という。）に助成することにより、海外市場において、県内中小企業の取引拡大及び新たな市場開拓を促進することを目的とする。

(交付の対象及び補助額)

第3条 補助金は、補助事業に必要な経費であつて、別表に掲げるもののうち、必要かつ相当と認められるものについて、予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第4条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により、財団に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定にあたり、必要に応じ条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第6条 財団は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業計画変更の承認)

第7条 財団は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 財団は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 財団は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は前条の規定による廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金

の額を確定し、財団に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の額を確定した場合は、補助金を財団に交付するものとする。

(補助金の経理)

第11条 財団は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区別し、補助事業に係る経理の収支を明らかにしておくとともに、これに関する帳簿及び証拠書類を補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間、整備保管しておかなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月5日)

1 第3条の規定にかかわらず、平成25年度に限り、補助金は、補助事業に必要な経費であって、次表に掲げるもののうち、必要かつ適当と認められるものについて、予算の範囲内において交付する。

表<略>

2 この要綱は、平成25年4月5日から施行する。

附 則 (平成26年3月10日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (補助対象経費)

区分	内 容
助 成 金 (右欄に掲げる ものに限る。)	1 対象経費 県内中小企業が海外で開催される展示会、見本市等へ出展するために必要な次の経費に係る助成金 (1) 出展登録料 (2) 小間 (ブース) 代 (3) 小間 (ブース) 装飾代、工事費 (4) 国内・海外輸送費 (5) 通訳料 (6) 国内・海外旅費 (展示会の出展に必要な役員・社員等の出張旅費、ただし2名までに限る。) (7) PR用資料作成経費 (8) 代理店手数料等 2 助成金の率 1/2以内 3 助成金の限度額 1企業・1出展あたり60万円